

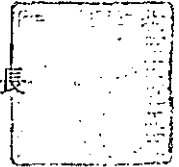
社援総発0417第2号

平成24年4月17日

岩手県、宮城県、福島県

栃木県、茨城県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災により建設した応急仮設住宅における更なる居住環境改善について

東日本大震災により建設した応急仮設住宅の居住環境の改善策については、これまでも被災自治体からの要望や入居者の置かれている状況に応じて、寒さ対策、バリアフリーなど弾力的に種々講じてきました。

こうした中、今回の震災では、その被災規模が甚大であることから、災害公営住宅等の恒久住宅の整備になお時間を要する状況にあること等を踏まえ、「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について」（平成24年4月17日付け社援総発0417第1号当職通知）において、応急仮設住宅の供与期間について1年間延長する方針を示しています。このため、応急仮設住宅の更なる居住環境改善策として、新たに下記のものについて国庫負担の対象としますので、御了知いただき、管内市町村に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1 お風呂の追い焚き機能の追加について

建設した応急仮設住宅に設置されているお風呂は、住宅の構造上、保温機能が必ずしも高くなく、特に冬季にはお湯が冷め易いという問題点があります。

このため、地方公共団体の判断により、次の工事を実施した場合には、その設置等に係る経費について、災害救助法による国庫負担の対象とします。

- ① 給湯器の交換又は追い焚き専用機の追加
- ② 温度設定等のリモコン設置
- ③ 必要な配管（給水・給湯・ガス）、配線工事
- ④ その他必要な附帯工事

2 物置きの設置について

東日本大震災により建設した応急仮設住宅における生活物資の保管場所については、既に「東日本大震災に係る応急仮設住宅について（その5）」（平成23年8月12日付け社援総発0812第1号当職通知）において、地域の実情に応じて、応急仮設住宅の空き住戸を活用するなど柔軟に対応できることをお知らせしています。

しかし、生活する中で種々の物品が増加したこと等により、依然として、その保管場所が不足している状況にあります。

また、仮設住宅内に空き住戸がない場合や、空き住戸があっても、被災者の入居が見込まれるため、当該住戸を確保しておく必要がある場合など、平成23年8月12日付け当職通知に掲げた方法では、生活物資の保管場所の確保が困難な場所もあります。

このため、今後、このような仮設団地内において、応急仮設住宅に入居されている方々の共同利用としての物置き（備え付けの設備）を設置した場合には、その設置等に係る経費について、災害救助法による国庫負担の対象とします。

なお、原則として、共同利用できる物置き整備を対象としますが、敷地が狭隘等の事情により、これにより難しい場合には、幅広に当職あてご相談下さい。

さらに、物置きの設置に当たっては、平成23年8月12日付け当職通知に掲げた活用が十分に図られているかどうかご配慮願います。